

クマ誘引果樹伐採補助金【事業期間：令和10年度まで】

～クマを寄せ付けない地域づくりにご協力ください～

近年、全国的にクマの集落への出没が増加傾向にあります。その大きな要因の一つが、集落内に残された柿や栗の木などの実が成る樹木です。市では、住民の皆様が安心して暮らせるよう、クマを誘引する樹木の伐採費用の一部を補助する事業を実施しています。

■ なぜ柿や栗の木を伐採したほうがいいの？

クマは、優れた嗅覚と記憶力を持つ動物です。集落内の実が成る樹木は、クマを誘引し、一度場所を覚えると何年も繰り返し出没する可能性があります。

嗅覚が非常に優れています！

犬の数倍と言われる嗅覚で、数km離れた場所からでも柿や栗の実の匂いを察知し、集落に近づいてきます。

場所を忘れません！

一度樹木の場所を覚えると、翌年以降も繰り返し出没する習性があります。

人馴れが進むと危険に！

本来クマは人を恐れる臆病な動物ですが、集落内でエサを得ることに慣れてしまうと、徐々に人を恐れなくなり、行動が大胆になる可能性があります。

早めの対策が重要です！

クマの人馴れが進む前に、誘引源となる樹木を伐採することが、人身被害の予防につながると思っています。

■ 補助対象者

樹木の所有者の方、自治会、地区コミュニティ組織

■ 補助対象となる伐採の要件

- ・ クマを誘引する果実や種子が成る樹木であること。
- ・ 樹木の幹回りが30cm以上であること。
- ・ 樹木の所在が徳山地域の国道2号以北、新南陽地域の国道2号以北、熊毛地域、鹿野地域のいずれの地域内であること。
- ・ 令和8年12月31日までに伐採を完了できること。
- ・ 【重要】関係者の同意を得ていること。

※ 補助対象とならない樹木

- ・ 営利目的で栽培されている樹木（果樹園など）
- ・ 山林内にある樹木

■ 補助金額

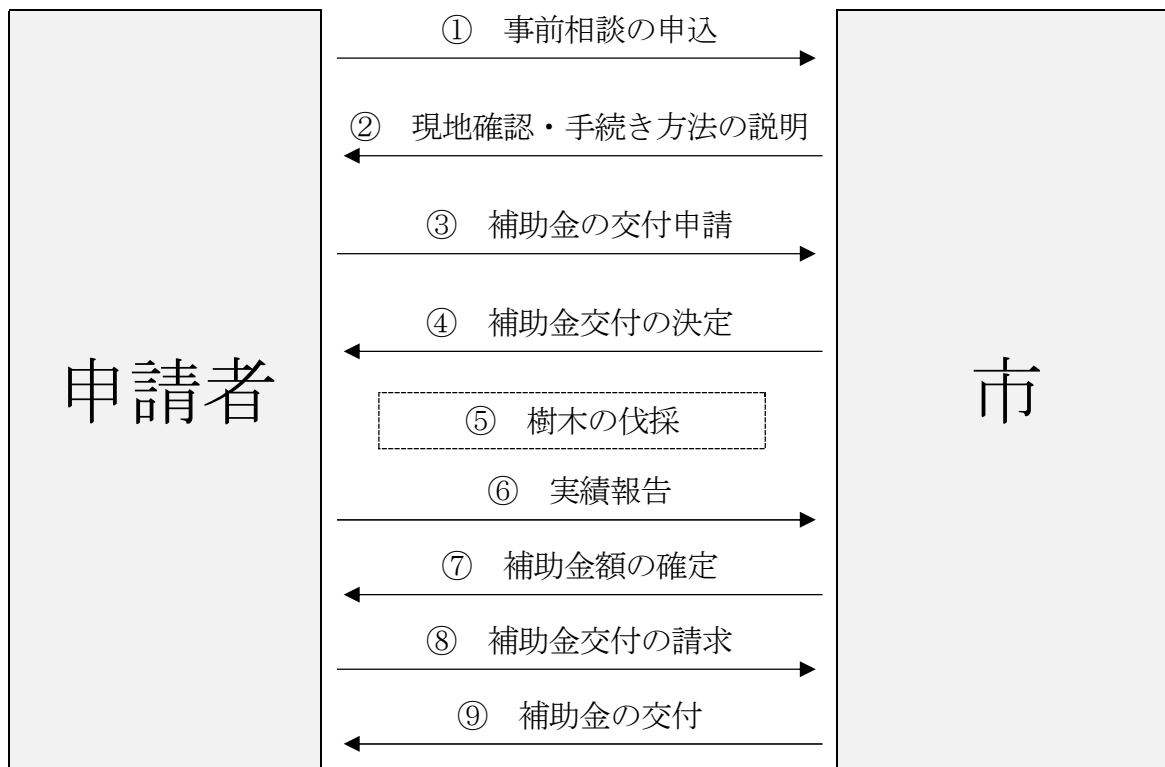
対象者	自ら伐採する場合	業者に委託して伐採する場合
樹木の所有者	1本につき3,000円	経費(税抜)の1/2以内 ※ 上限額: 1本につき30,000円
自治会 地区コミュニティ組織	1本につき5,000円	経費(税抜)の2/3以内 ※ 上限額: 1本につき50,000円

※ 1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

【ご注意ください】

予算が不足した場合は、事前相談の申込み順に補助金の交付を決定します。当年度中に補助できない場合は、翌年度以降の交付となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

■ お手続きの流れ



【受付期間】 令和8年5月11日～令和8年6月30日

※ ①事前相談の申込、③補助金の交付申請は、この期間に行ってください。

事前相談の申込先・書類の提出先

徳山・新南陽地域	農業振興課 (市役所庁舎3階)	☎ (0834) 22-8151
熊毛地域	熊毛総合支所産業土木課	☎ (0833) 92-0014
鹿野地域	鹿野総合支所産業土木課	☎ (0834) 68-2335

※ 書類は支所に提出することもできますが、内容の確認は行われません。